

建築士法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 92 号）により

平成 28 年 6 月 24 日までに

## 所属建築士の届け出が必要になります

### 提出書類、提出先等

#### ■提出書類

建築士事務所に所属する建築士の届出書（裏面）

#### ■提出先

（一社）佐賀県建築士事務所協会

〒840-0041 佐賀市城内 2 丁目 2 番 37 号

#### ■提出方法

郵送もしくは持参（詳しくは佐賀県建築士事務所協会の HP をご覧ください。）

#### ■提出期間

改正建築士法施行日（平成 27 年 6 月 25 日）より 1 年間

### 建築士法改正の要点（届け出の目的）

平成 26 年法改正により、建築士事務所の登録事項に所属建築士が追加されたことに伴い、建築士事務所の登録簿に所属建築士を登録するための届け出が必要となります。（第 23 条の 2 第 1 項第 5 号）

なお、その後、所属建築士について変更があった場合は、3 か月以内の届け出が必要となります。（第 23 条の 5 第 2 項）

### 届け出の留意事項

平成 27 年 6 月 25 日から平成 28 年 6 月 24 日までに建築士事務所登録の更新申請書を提出する場合は、この届け出は不要です。

### 届け出の様式について

様式の電子データは、建築士事務所協会 HP に掲載しています。

⇒HP アドレス <http://sagakjk.com>

### お問い合わせ先

（一社）佐賀県建築士事務所協会 TEL 0952-22-3541

平成26年法律第92号附則第3条の規定による建築士事務所に所属する建築士の届出書

建築士事務所に所属する建築士について、平成26年法律第92号附則第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

指定事務所登録機関  
一般社団法人  
佐賀県建築士事務所協会会長 様

一級 二級 建築士事務所 木造	登録番号	
建築士事務所名称		
開設者氏名又は名称		印
建築士事務所所在地		(電話)

〔記入注意〕

全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

(所属建築士名簿)

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号
(備考) 別紙 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>				計	一級建築士 名 二級建築士 名 木造建築士 名 構造設計一級建築士 名 設備設計一級建築士 名